

# 横浜移動サービス協議会 ニュースレター

～いつでも、誰でも、どこへでも～  
移動自由のよこはまをめざして・・・  
地域がつながり、地域で支え合う、  
当たり前に移動が出来る街横浜へ。

第4号 平成19年3月13日発行

特定非営利活動法人

横浜移動サービス協議会

〒231-0001 横浜市中区桜木町 1-1-56

みなとみらい21 クリーンセンタービル 7F

tel:045-212-2863 Fax:212-2864

Mail:info@yokohama-ido.jp

http://www.yokohama-ido.jp

## お知らせ

移動サービス研修が国交省の認定を受けました！

5月12(土) 運転実習、20日(日) 移動支援研修

詳細は当会ホームページをご覧ください。

## 3月度定例会開催

3月20日(火) 18:00～ 横浜市民活動支援センター4F ミーティングコーナー  
中区桜木町1-1-56 みなとみらい21センター <http://www.npo-c.city.yokohama.jp/>

【議題】 協議会からの報告、道路運送法79条登録について、各団体より報告と情報交換など

### 移動サービス学習会

移動サービス活動を発展させるためのミニ講座

地域の高齢者・障がい者の外出を身近なところで支えていた地域のボランティア。ところが有償の車による外出の介助・支援は、道路運送法79条の要件を満たし登録が必要になり、地域のたすけあいから出発した移動サービスが、なくなる危機に！

外出することは人を元気にします。“考える会”では、身近な地域の支え合いを大切に、外出支援の意義を考え、地域での活動を皆で考えます。

どうぞ、ご参加ください。

日時：2007年3月22日(木)

13:30～15:30

会場：港北区福祉保健活動拠点3階

多目的研修室 参加費は無料です

#### ●講座内容：

～移動サービスの意義～

講師 乙坂佳代氏 センター管理者、ケアマネジャー利用者・家族の声、サービス提供団体からの実践報告新制度（道路運送法79条）の説明

～無償のサービス提供についての考え方～

#### ●意見交換：

地域に必要なサービスをどのように継続していくか など

主催：港北区移動サービスを考える会(代表 曾根邦彦)

問合せ：ワーカーズコレクティブ らら・むーぶ港北

TEL/045-562-2705 FAX/045-545-5548

地域デビューで老後を楽しく生きるコツ！

### 『企業人から地球人へ』

「生涯現役」で活躍できる場を、地域活動で見つけてみませんか。これからの地域を変えるのはあなたです。地域での活動を通して自分が変わる楽しさを実感してください。

平成19年4月7日(土)

14:30～16:30 (開場14:00)

会場：男女共同参画センター横浜

主催：NPO法人ほっとステーションはなみずき

共催：NPO法人尽力車

NPO法人横浜移動サービス協議会

後援：戸塚社会福祉協議会

会費：無料

問合せ：「ほっとステーションはなみずき」

・Tel/Fax 045-862-5878

・メールアドレス nrh05535@nifty.com

注) 車両でのご来場の場合は、4月4日9時まで  
に862-5056にお申し込みください。

講師：渡邊一雄氏 社協ボランティア活動推進運営委員

元三菱セミコンダクターアメリカ社長、

日本社会事業大学理事 前特別客員教授

東大病院にこにこボランティア前代表世話人、

日本フィラノスロピー研究所 所長

(社福)奉優会常務理事 等々力の家施設長

著書「社会貢献イキイキ講座」

「病院が変わるボランティアが変える」等

## 横浜市協働事業提案モデル事業「よこはまお出かけサポート事業」 途中報告

### ○お出かけ相談室：移動サービスについての相談受付

10月38件 11月31件 12月21件 1月21件 2月47件のご相談がありました。

### ○移動サービス情報誌を発行しました：関連サービスの情報を収集・発信

「移動サービス団体情報」事業者向け／1000円 「お出かけ便利帳」利用者向け／450円

### ○移動サービス研修 ○3月の移動サービス研修の開催を中止！

H18.10の法改正に基づき、移動サービス研修は国土交通省の認証が必要となりました。認定の詳細が解ったのは11月、12月には申請手続きをいたしました。国交省の認定作業の標準処理期間が3ヶ月と聞き、認定が間に合わないと判断し、3月の研修は中止にいたしました。関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

### H19年度横浜市共同オフィス継続入居決定！

<http://www.kyoudou-office.jp/>

使用ブースが現在の倍の10平米と広がります。

日常的に皆さんの交流の場として、また情報拠点としてご活用ください。

交流コーナー、会議室、印刷機もありますので、皆さんの活動のプラスになるようなサロンとして一緒に作り上げていきたいと思っております。

今後とも情報提供、ご提案、ご協力など、積極的な参加をお待ちしています。

事務局 山野上 啓子

### 神奈川自動車会議所から

#### 福祉車両の寄贈がありました！

都筑区社会福祉協議会を通して、福祉車両の寄贈を受けました。

この車両は、都筑区の外出支援事業「お出かけサポート隊(付き添い介助)」と協力して、これまで、支援活動の要望に対応し切れなかった、知的障害児・者の外出支援にも力を入れた活動を展開していきます。併せて当会登録ドライバー募集中です。

よろしくお願ひいたします！

担当 副理事長 大霜 恵子

3/8にNPO法人神奈川県民保護協力会(国民をまもる会)の設立総会に参加させていただきました。

このNPO法人は元自衛官の方たちが、国民保護法の制定に呼応し、区市町村が計画実施する国民保護活動に協力しつつ、何かが起こった場合(有事)における、避難・救助・救援に関わる各種組織の充実・活性化に協力する祖組織として結成されました。平常時より、地域を知り、当事者を理解するために、福祉移動支援活動に参加することが、非常時の迅速な対応につながり、また、日々の活動は社会貢献としての意義もあると考え、当協議会活動にご協力いただけるそうです。

このNPO法人の立ち上げに尽力された、自衛官OB会である神奈川県隊友会・郷友会の皆様は、以前より、移動サービスの広報活動イベントのご協力や北部センターの登録ドライバーとしても活躍いただいています。また、毎年パシフィコ横浜国立大ホールで開催される入隊・入校激励会を兼ねた「神奈川自衛隊音楽まつり」には、障がいのある方たちに音楽を聴く機会を持っていただけるようにご招待もしていただいております。

今後、災害時の移動支援についての救助・救護の研修実施などを期待しています。 理事長 岡村 道夫

## 会員紹介コーナー

今回は事務局新メンバーの自己紹介です。

### ー事務局 新メンバー紹介ー

移動サービスのメンバーの仲間入りをさせていただいて、5ヶ月になりました。

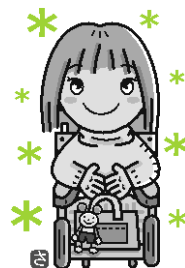
でも、もう何年もいるような感じがしてしかたがありません。きっと、事務局の方々や共同オフィスの方たちが、暖かく自然に私を受け入れてくれたからだと思います。

始めは、私に何が出来るのだろうか?と悩んでいましたが、5ヶ月の間に色々な所でたり、研修を受けたりと学ぶ日々でした。これから先も、何が出来るか解りませんが(横山さんがいないと、解らない!)と言われるようになっていきたいと思っています。

自分の今までの経験をいかして、情報を提供したり、ハンディをもっている方のパイプ役になれたといいなあ~と思っています。

何かと、助けてもらう事が沢山あると思いますが、よろしくお願ひします。

横山幸子



# 情報トピックス

## 地域ケアプラザをご存じですか？

現在横浜移動サービス協議会では、移動サービスに関する『おでかけ相談室』を開催しています。当事者の方からのご相談も多いのですが、地域ケアプラザのケアマネジャーさんからのお問い合わせが増えています。

そこで、地域ケアプラザとは、どんなところなのか、横浜移動サービス協議会事務所の近くにある、宮崎地域ケアプラザへお邪魔してお聞きしてきました。

地域ケアプラザは、福祉・保健に関する身近な総合相談窓口です。そこで受けた相談の中に、移動相談があると当会にお問い合わせをくださるという事がわかりました。

介護などに関する相談だけでなく、下記のような、機能があることもご紹介いただきました。

ボランティア講座や健康教室などを開催しているほか、地域の福祉健康活動・交流の場としても利用できるそうです。

あなたのお住まいの近くにある、地域ケアプラザへも、是非一度いらしてみてください。

## 地域包括支援センター

横

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他のサービスを効果的に利用するための様々な支援をします。

1. 福祉や介護に関する何でも相談  
(高齢者の虐待やリフォーム詐欺などの消費生活被害、移動サービスなども含みます)
  2. 介護予防(介護が必要にならないように予防する活動)に関する支援
  3. ケアマネジャーなど関係者の支援
- 上記の支援に保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの専門員が対応します。

## 地域活動交流事業

支え合う地域づくりを重視した横浜市の独自事業です。

誰もが地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、地域の方を主役としてその活動、個人を支援するためにさまざまな講座や事業を行っています。主な事業内容は下記の7つになります。

- |                     |           |          |
|---------------------|-----------|----------|
| 1. 様々な講座や研修・イベントの開催 | 2. 部屋の貸出  | 3. 広報紙発行 |
| 4. ボランティアコーディネート    | 5. 地域支援活動 | 6. 健康相談  |
| 7. 支えあいネットワーク事務局 他  |           |          |

## 横浜市宮崎地域ケアプラザ

宮崎地域ケアプラザは、神奈川県立音楽堂・能楽堂などをエリアの中に持ち、近くにはみなとみらいもある西区宮崎町にあります。桜木町駅からも近く多くの方の会場利用がありますが、担当地域の外れにあり地域住民のご利用がなかなか難しい立地条件となっています。

でも、「地域の拠点」を目標に地域住民の皆様が一人でも多く来館して下さるよう、職員の皆さんは地域とのコミュニケーションを大切に、高齢者の会食会や地域でのイベント・活動に参加されています。

またケアプラザがこういった施設か多くの地域住民に知っていただけるよう地域の特性を活かした講座や共催事業なども開催しています。



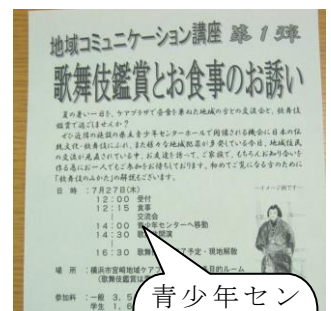
地域の中から起きた、登下校パトロール・地域防犯活動「まもり隊」。地域の安全・安心は地域住民でまもります。ケアプラザは事務局として一緒に活動しています。



地域のお祭りにも、参加しています。



回を重ねるごとに、多くの地域住民の方・貸室利用団体のご協力・ご参加がある「宮崎まつり」。H18年度は約450名の参加がありました。



青少年センターホールで開催の「歌舞伎公演」。多くの方々が参加されました。

## 道路運送法の一部改正について

平成19年9月31日までに79条登録の手続きが必要です！

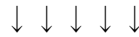
## 道路運送法の一部改正について 平成18年10月1日

(国交省HP) <http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyo/jikayouyushoryokaku/index.htm>

近年、過疎化が進行し少子高齢化が進展する中で、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた交通政策の展開が求められている。このため、現在各地で導入されつつあるコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPOによるボランティア有償運送などの新たな運送サービスが、地域の多様なニーズに的確に対応しつつ、安全・安心なものとして提供されるための措置を講じられた。

## NPOによるボランティア有償運送が制度化されました。

市町村バスやNPOによるボランティア有償運送を可能とする制度を創設（登録制）  
過疎地における住民の生活交通や移動制約者の移動手段など、バス・タクシー事業者によることが困難であり、地方公共団体、バス・タクシー事業者、地域住民等地域の関係者が必要と合意した場合、市町村、NPOによる運送サービス提供を可能に！



地域の多様なニーズに的確に対応した  
安全・安心な運送サービスを提供し、  
活力ある地域社会を実現



## 福祉有償運送の登録に関する処理方針

### 道路運送法第79条

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

### 福祉有償運送について

道路運送法（昭和26年）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等（※1）に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利活動法人その他の法人等（※2）が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいうものとする。

※1 要介護認定者、要支援認定者、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障がい有者

※2 公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会

### 法改正に伴う経過措置

○旧道路運送法第80条許可

→新道路運送法78条登録とみなす（みなし自家用車有償旅客運送者）

○平成19年9月31日（施行日から1年を経過する日）までに79条登録の手続きを行う

ただし、H19.10.1以前に80条許可取得から2年経過する場合は更新時に登録する事

- ・届出書提出：氏名または名称、住所並びに法人代表者の氏名、登録申請書の記載事項
- ・輸送の安全及び旅客の利便の確保

- (1) 二種免許の保有、講習の受講等一定の要件を備える運転者の確保
- (2) 自動車の数により必要となる員数の運行管理者を選任

※国土交通省自動車交通部旅客第二課「自家用自動車による有償運送について」

参照：[http://www.ktt.mlit.go.jp/jidou\\_koutu/](http://www.ktt.mlit.go.jp/jidou_koutu/)